# 水防法等の一部改正について

国土交通省



Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年2月10日 水管理·国土保全局水政課

# 「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

~洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します!~

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等 からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係 者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律 案」が、本日、閣議決定されました。

# 1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化しています。平成27年9月の関 東・東北豪雨、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った台風10号等の一連の 台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。

このため、国土交通省では一昨年来、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生す るもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水 に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を進めて参りましたが、この 取組をさらに加速し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」 を実現するための抜本的な対策を講ずることとします。

# 2. 改正案の概要

- (1)「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築
- 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築す るため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。

大規模氾濫減災協議会の設置率:約37%(134/367協議会)(2016年12月) ⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現。

- 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り 浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。
- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その 管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化

避難確保計画の作成・避難訓練の実施率:約2%(716/31,208施設)(2016年3月) ⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現。

- (2)「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用
- 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は 独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設。
- 民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、水防活動を委託された民間事 業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能に
- 輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度を創設。

【問い合わせ先】水管理・国土保全局水政課 小松、内山、青木 代表番号 03-5253-8111 (内線: 35-213、35-227)

直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601

# ●水防法等の一部を改正する法律案

<予算関係法律案>

平成27年9月 関東·東北豪雨

## 背景•必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では 逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、 「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと

意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、 社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、

# 同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

### 法案の概要

※ 水害からの的確な誤難や被害拡大

防止のため関係者の役割・連絡体 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築 制を時系列で整理した行動計画。

▼協議会のイメージ

# 大規模氾濫減災協議会の創設

○ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する 「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。 河川において、流域自治体、河川管理者等から なる協議会を組織。

○ 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を 構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施

# 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

○ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていな い中小河川についても、過去の浸水実績等を市町 村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)と して住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

# [利用者の安全確保] 要配慮者利用施設 避難行動全般] 市町村 [河川監視・ 水位予測〕 河川管理者 水防管理者 [気象予報] 気象台 消防·警察 様々なにエソール・住民 円満かつ迅速な避難を情況 → 「逃げ遅れゼロ」

# 災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設 について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行 は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

> 平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者 利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

## 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

○ 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行 が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

#### 民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

#### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

716/31,208施設(約2%)(2016年3月) ⇒関係機関と連携し、

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

2021年までに100%を実現 ※ 現行協議会は法施行後に

大規模氾濫減災協議会の設置率【134/367協議会<sup>※</sup>(約37%) (2016年12月) ⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現 ※ 法定協議会の母数は見込み

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現